

# 大分県報

平成三十年  
第二九五九号  
二月二十日

(火曜日)

## 目次

### 告示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(二件)……………一  
二 ふ化業者の登録……………二  
三 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧(七件)……………三  
四 特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立(二件)……………四  
五 道路区域の変更(五件)……………五  
六 道路の供用開始(二件)……………六

### 公告

- 六 土地改良区役員の就退任……………六  
七 開発行為の完了……………七  
八 落札者等の公示……………七  
八 平成三十年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A(女性)採用試験公告……………八

## ○告示

### 大分県告示第百一十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成三十年二月二十日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 変更申請のあつた年月日
  - 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成三十年二月二十日

大分県報(告示)

一

- 三 代表者の氏名  
田原京子
- 四 主たる事務所の所在地  
別府市大字鶴見三百二十三番地の七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに地域に根ざした介護サービス事業などを行い、全ての人が健やかに生きがいを持って暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
事業の変更  
会員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
公告の方法の変更

### 大分県告示第百一十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成三十年二月二十日

- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 変更申請のあつた年月日  
平成三十年二月六日
  - 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 紫苑会
  - 三 代表者の氏名  
井元 佐代子
  - 四 主たる事務所の所在地  
別府市大字鶴見字下原四千二百三十五番十の一
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、要支援、要介護状態にある高齢者等に対して、介護保険に関する事業を行い、高齢者の福祉向上に寄与することを目的とする。
  - 六 定款変更の内容

目的の変更  
事業の変更  
公告の方法の変更

大分県告示第百十三号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録した。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

登録番号	住所及び氏名又は名称	ふ化場の所在地及び名称	登録年月日
第二九一―号	宇佐市大字下乙女四〇三 株式会社梶原種鶏孵化場 代表取締役 梶原廣志	宇佐市大字下乙女四〇三 株式会社梶原種鶏孵化場	平三〇・二・一八

大分県告示第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、豊後高田市水崎四百六番地水江義和ほか十一名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業	水崎地区	平三〇・二・二〇から 平三〇・三・一二まで	豊後高田市役所

大分県告示第百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、中津市三光小袋五百三十七番地の今吉立夫ほか七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定

し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業	小袋地区	平三〇・二・二〇から 平三〇・三・一二まで	中津市役所

大分県告示第百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、竹田市直入町大字上田北千二百三十八番地の首藤敬蔵ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	名子山下池地区	平三〇・二・二〇から 平三〇・三・一二まで	竹田市役所

大分県告示第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、竹田市久住町大字有氏四千二百十六番地の工藤新一ほか二名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業  
(ため池整備)

湯の上溜池地  
区

平三〇・二・二〇から  
平三〇・三・一二まで

竹田市役所

大分県告示第百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字上矢部千六百八十二番地の山口直邦ほか五名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災ダム事業  
(ため池群整備)

矢部西地区

平三〇・二・二〇から  
平三〇・三・一二まで

宇佐市役所

大分県告示第百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字上矢部二百四十六番地の奥正光ほか四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災ダム事業  
(ため池群整備)

矢部東地区

平三〇・二・二〇から  
平三〇・三・一二まで

宇佐市役所

大分県告示第百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、豊後高田市佐野二千百一番地の於久泉ほか十名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業  
(ため池整備)

小田池地区

平三〇・二・二〇から  
平三〇・三・一二まで

豊後高田市役所

大分県告示第百二十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第八十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成三十年二月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称  
北海道第五加入区
- 二 加入区の区域  
大分県漁業協同組合の地区のうち旧保戸島漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分  
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまぐろ延縄漁業

大分県告示第百二十二号

平成三十年二月二十日

大分県報(告示)

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 加入区の名称  
南海部第一加入区
- 二 加入区の区域  
大分県漁業協同組合の地区のうち旧上浦町漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分  
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち潜水漁業

大分県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
一般国道二一三号	中津市大字犬丸字大山二三八三番二から 中津市大字犬丸字如水二四一六番三まで	前	後	メートル 一三・二 一〇・八	メートル 二〇〇・一
		前	後	メートル 一八・七 一一・六	メートル 二〇〇・一
県道東上戸	中津市耶馬溪町大字富士字朝登七〇五番一地先から	前	後	メートル 八・〇 四・九	メートル 一九五・二

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
大分県告示第百二十四号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年二月二十日	大分県知事 広瀬勝貞	前	後	メートル 二二・〇 六・〇	メートル 七四・四	上記A及びBは、関係図面
		前	後	メートル 一八・〇 一五・〇	メートル 五八・〇	
原線	中津市耶馬溪町大字富士字朝登六七一番二まで	後	前	メートル 一四・九 七・九	メートル 一九五・二	
県道小狭間大分線	大分市大字東院字中苑五〇四番四から 大分市大字宮苑字中村二八五番四まで	前	後	メートル 一九・〇 四・五	メートル 二二四・三	
県道万田四日市線	中津市大字大悟法字氏安七〇五番一地先から 中津市大字大悟法字氏安七〇二番二まで	前	後	メートル 一六・八 七・八	メートル 五八・〇	
県道小狭間大分線	大分市大字東院字中苑五〇四番四から 大分市大字宮苑字中村二八五番一三まで	前	後	メートル 三一・〇 九・〇	メートル 二〇八・四	



その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月二十日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更		敷地の幅員	延長	備考
		前後別				
大分県別府山香線	速見郡日出町大字南畑字柳川内一五番一、二地先から速見郡日出町大字南畑字下ノ平一五九二番二地先まで	前	A	一五・八 メートル 七・四	三五・八 メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	A	一五・八 七・四	三五・八	
			B	五一・八 二・八	二四三・八	

大分県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道東上戸原線

中津市耶馬溪町大字福土字朝登七〇五番一地从先から中津市耶馬溪町大字福土字朝登六七一番二まで

県道小挾間大分線

大分市大字東院字中苑五〇四番四から大分市大字宮苑字中村二八五番一三まで

県道中村別府線

大分市大字宮苑字中村三〇八番六から大分市大字宮苑字中村三二三番三まで

県道万田四日市線

中津市大字大悟法字氏安七〇五番一地从先から中津市大字大悟法字氏安七〇二番二まで

大分県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月二十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道大田杵築線	杵築市大字船部字船部五六番二地从先から杵築市大字船部字船部五九番二地先まで	
県道別府山香線	速見郡日出町大字南畑字下ノ平一五九二番六から速見郡日出町大字南畑字下ノ平一五九二番二地先まで	平三〇・二・二〇

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、朝地町土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十日

(退任役員)			大分県知事 広瀬勝貞		
役名	氏名	住 所	役名	氏名	住 所
理事	阿南 秀	豊後大野市朝地町市万田一四四番地		森 末美	朝地町池田二九七〇番地
	森田 勝祐	大野町夏足六八七番地二		羽田野 重信	朝地町池田二一三六番地三
	東藤 雅廣	朝地町下野一六四三番地七		山本 清	朝地町上尾塚八五九番地
	秦 政雄	朝地町板井迫五八五番地三		廣瀬 孝行	緒方町志賀一三九〇番地
	佐藤 廣美	朝地町坪泉三四三番地		安藤 祐平	朝地町市万田二五二六番地一
	藪 敏春	朝地町坪泉九六八番地		森 和雄	緒方町志賀一三六九番地
	安藤 憲三	朝地町上尾塚二九八四番地		安藤 哲生	朝地町上尾塚四〇一八番地
(就任役員)			都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。		
監事	東藤 哲典	朝地町下野一三七八番地	一	開発区域に含まれる地域の名称	大分県知事 広瀬勝貞
	廣瀬 正毅	朝地町市万田二一四一番地	二	速見郡日出町字平二千七十九番二ほか六筆	
	森 和明	朝地町志賀九八五番地	三	開発区域の面積	
	山本 清	朝地町上尾塚八五九番地	四	四千二百四十五・五七平方メートル	
	森 秀一	朝地町池田二三七二番地		許可を受けた者の住所及び名称・氏名	
	和田 文雄	朝地町坪泉一〇六六番地		速見郡日出町大字藤原千六百九十一番地の一	
	志賀 親吉	朝地町坪泉一六六七番地		医療法人久寿会	
	菅田 均	朝地町上尾塚二九五八番地		理事長 鈴木 貫史	
	安藤 憲三	朝地町上尾塚二九八四番地		完了検査年月日	
				平成三十年一月三十日	
				次のとおり落札者等について公示する。	
				平成三十年二月二十日	
				落札に係る物品等の名称及び数量	大分県知事 広瀬勝貞
				大分県警察本部庁舎別館ほか十三施設で使用する電気	
				二百五十七万二千八百二キロワットアワー	
				契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	

平成三十年二月二十日

大分県報（公告）

大分県警察本部警務部会計課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成三十年一月十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社パネイル 代表取締役 名 越 達 彦

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

五 落札金額

三千七百三十三万二千四百十円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年十二月一日

平成30年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A (女性) 採用試験公告

平成30年2月20日

大分県人事委員会

次のとおり、平成30年度警察官A採用共同試験及び大分県警察官A (女性) 採用試験を行います。

なお、警察官A採用共同試験は、警視庁 (東京都) 及び愛知県・大阪府警察本部と共同して行います。

1 試験種類、試験区分、採用予定者数及び職務の内容

試験種類	試験区分	採用予定者数				職務の内容
		大分県	警視庁 (東京都)	愛知県	大阪府	
警察官A	一般	58人	3人	3人	3人	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序を維持する職務に従事します。
警察官A (女性)	一般	10人				
合 計		68人	3人	3人	3人	

注1 警察官A採用共同試験については、申込書の受付後に志望する都府県を変更することはできません。

注2 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になることがあります。

2 受験資格

(1) 年齢・性別等

試験種類	試験区分	都府県	年齢・性別	学歴
警察官A	一般	大分県	昭和60年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (4年制以上) のものを卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者 (大分県人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)
			昭和58年5月22日から平成9年4月1日までに生まれた男性	
		愛知県	昭和60年4月2日以降に生まれた男性	
		大阪府	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性	
警察官A (女性)	一般	大分県	昭和60年4月2日以降に生まれた女性	

注1 「大分県人事委員会が同等の資格があると認める者」については、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

注2 大学卒業見込みの者が、平成31年3月末までに卒業できなかった場合は採用されません。

(2) 日本国籍を有しない者又は地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条に該当する者は受験できません。

3 試験の実施

(1) 試験日時及び試験会場

試験	試験日時	試験会場
第1次試験	平成30年5月20日 (日) 入室開始 午前8時30分 着席完了 午前9時 試験時間 教養試験 午前9時30分から12時まで 体力試験・身体検査 午後1時頃から5時まで (注) 教養試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。体力試験・身体検査は、原則として遅刻を認めません。	大分県立爽風館高等学校 (大分市上野丘1丁目11番14号)
第2次試験	論文試験・体力試験 II・適性検査	大分市内

平成30年6月10日 (日)

面接試験 平成30年6月下旬から7月上旬までの指定する1日 具体的な日時等は、第1次試験合格通知の際にお知らせしま す。	大分県 以外の 都府県	平成30年8月中旬以降	大分県内
--	-------------------	-------------	------

注 試験会場への自動車の乗り入れ及び試験会場周辺における駐車や送迎時の駐車車は  
できません。

(2) 試験の内容

ア 第1次試験

受験者全員に対して大学卒業程度の内容で次の試験種目を実施します。

(ア) 教養試験 (配点120点)

警察官として必要な一般的知識 (社会 (法律※、政治、経済、社会一般等)、人  
文 (日本史、世界史、地理、思想・哲学等)、自然 (数学、物理、化学、生物、地  
学等)) 及び知能 (文章理解 (英文を含む。))、判断推理、数的推理、資料解釈)  
について筆記試験をします。

(2時間30分 5枝択一式 50問)

※公務員倫理 (地方公務員法の服務に関する部分) を含む。

(イ) 体力試験 (配点80点)

警察官としての職務の遂行に必要な体力を有するかについて試験します。

実施種目	実 施 方 法	基 準 値	
		男性	女性
立 幅 と び	両足で同時に踏み切り、水平に前方へ 跳躍	205センチメートル以上 女性	160センチメートル以上 女性
上 体 起 こ し	仰臥の姿勢から上体起こし (30秒間)	男性 20回以上 女性 15回以上	男性 20回以上 女性 15回以上
腕立伏臥腕屈伸	腕立ての姿勢から腕屈伸 (2秒に1回 のリズム)	男性 25回以上 女性 15回以上	男性 25回以上 女性 15回以上
時 間 往 復 走	5メートル幅の往復走 (15秒間)	男性 40メートル以上 女性 35メートル以上	男性 40メートル以上 女性 35メートル以上

注1 基準値は大分県のものであり、都府県によって異なります。

注2 大分県においては、4種目のうち2種目以上が基準値に達しない場合は不合  
格となります。

(ウ) 資格加点 (配点10点)  
大分県を受験する者で、次に掲げる資格所有者に一定点を加点します。ただし、  
英語、中国語及び韓国語の資格加点については、申込受付開始日から遡って2年以  
内に取得したものに限り有効とします。

加点資格	加 点 基 準	加点点数
英 語	①実用英語技能検定 (英検) 準1級以上 ②TOEIC650点以上 (IPテストを除く。) ③TOEFL<PBT>522点以上 ④TOEFL<IBT>68点以上 ⑤国際連合公用語英語検定 (国連英検) B級以上 ①実用英語技能検定 (英検) 2級 ②TOEIC470点以上650点未満 (IPテストを除く。) ③TOEFL<PBT>460点以上522点未満 ④TOEFL<IBT>48点以上68点未満 ⑤国際連合公用語英語検定 (国連英検) C級	5点
中 国 語	①中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 550点以上 ②中国語検定2級以上 ③漢語水平考試5級以上 ①中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) 400点以上 550点未満 ②中国語検定3級 ③漢語水平考試4級	5点
韓 国 語	①ハンガウル能力検定2級以上 ②韓国語能力試験5級以上 ①ハンガウル能力検定準2級 ②韓国語能力試験4級	5点
簿 記	①日商簿記検定2級以上 ②全経簿記能力検定1級以上	10点
柔 道	2段以上 (公益財団法人講道館が認定するものに限る。)	10点
剣 道	2段以上 (一般財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。)	10点

情報処理	ITパスポート試験を除く情報処理技術者試験（経済産業省所管の国家試験） 合格者	
	ITパスポート試験（経済産業省所管の国家試験） 合格者	5点
必要書類	上記資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート又は役位を証明できる書類）	
申請方法	申込書に必要な事項を記入し、必要書類の写しを添付してください。また、第1次試験当日に必要な書類の原本を持参し、提出してください。	

- 注1 申込時に必要書類が添付されており、かつ、第1次試験当日に原本により資格の確認ができる場合のみ加点対象とします。
- 注2 資格加点を希望する場合は、郵送又は持参により申込みしてください。インターネットでの申込みでは加点できません。
- 注3 加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点又は5点を加えます。申請できる加点基準は、加点資格ごとに1つとし、複数の資格を有する場合についても、加点は10点までとします。
- (五) 身体検査  
警察官としての職務の遂行に必要な身体を有するかについて検査します。

検査種目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務の遂行に支障のないこと。
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。

- 注 基準は大分県のものであり、都府県によって異なります。
- イ 第2次試験  
第1次試験の合格者に対して次の試験種目を実施します。
- (ウ) 論文試験（配点50点）  
職務の遂行に必要な論理性、表現力等について筆記試験をします。  
（1時間 800字以内）
- (イ) 体力試験II（配点20点）  
身体の全身持久力についての試験をします。  
（20メートルシャトルラン（往復持久走））

(ウ) 面接試験（配点300点） 人物について集団討論及び個別面接による試験をします。 （40分程度の個別面接を1回実施）	(エ) 適性検査 職務の遂行に必要な適応性について性格検査をします。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料にします。	(イ) 身体精密検査 胸部疾患、伝染性疾患、内臓疾患、聴力等について検査します。	注 第2次試験の内容は、大分県のものであり、都府県によって異なります。	ウ 受験資格等の調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。
				エ 合格者の決定方法	大分県においては、最終合格者は第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の得点順に決定します。また、各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。 なお、合格基準は、大分県のホームページに掲載しています。
(3) 試験結果の発表				オ 留意事項 試験種目及び配点は各分県のものであり、都府県によって異なります。	
試験		発表の時期		発表の方法	
大分県	第1次試験	平成30年5月29日（火） 午前9時	平成30年7月下旬以降	合格者には合格通知書を郵送します。また、合格者の受験番号は、「県政掲示板」（大分県庁舎本館1階県政展示ホール）に掲載するとともに、大分県のホームページに掲載します。	
	第2次試験	平成30年8月上旬から 8月中旬			
大分県 以外の 都府県	第1次試験	平成30年10月下旬から 11月上旬		各都府県が合格者に文書で通知します。	

注1 合格者（大分県の試験の合格者に限る。）に郵送する合格通知書は、延着又は不着となる場合があるので、必ず「県政掲示板」又は大分県のホームページで確認してください。

注2 第1次試験合格者（大分県の第1次試験の合格者に限る。）に郵送する第1次試験合格通知書に、第2次試験の日時、場所等を指定するので、第1次試験合格通知書が5月31日（木）までに到着しない場合には、直ちに大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。

4 試験結果の開示

この採用試験の結果については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第21条第1項の規定により、口頭で開示請求することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、大分県人事委員会事務局まで直接お問い合わせください（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）。

試験	開示請求できる者	開示期間	開示内容	開示場所
第1次試験	大分県の志望した者	合格発表の日から起算して1月間	試験種目別得点、総合得点及び総合順位	大分県人事委員会事務局（大分県市町村会館6階）
	大分県以外 の都府県 の都府県 の第1次試験 を第2 志望と した者	大分県以外 の都府県 の第2次試験 受験者		
第2次試験	大分県の第2次試験受験者	平成31年1月4日（金）から同年2月4日（月）まで1月間		

5 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

ア 大分県

(ウ) 最終合格者は、大分県人事委員会の採用候補者名簿（原則として確定後1年間に有効）に成績順に登録されます。大分県人事委員会は、大分県警察本部長からの請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、大分県警察本部長がその中から採用者を決定します。

(4) 採用予定時期は、平成30年10月1日（既卒者のみ）又は平成31年4月1日（既卒者及び新卒者）です。

(ウ) 採用後は巡査に任命され、警察学校において6月間の教育訓練を受け、修了後は警察官等に勤務します。

イ 大分県以外の都府県

各都府県に直接お問い合わせください。

(2) 給与

大分県の初任給は、採用時大学卒205,200円（平成30年1月1日現在）で、このほか各種の手当が支給されます。また、職歴等を有する者は、条件に応じて加算されます。

なお、大分県以外の都府県の初任給及び各種手当等については、各都府県によって異なります。

6 受験手続

(1) 申込書等の請求

申込書等は、次の機関で配布します。

機関名	所在地
大分県人事委員会事務局	〒870-0022 大分市大手町2-3-12（大分県市町村会館6階） 電話 097-506-5212
大分県警察本部警務課	〒870-8502 大分市大手町3-1-1（大分県庁舎本館6階） 電話 097-536-1111 内線5337 536-2131 内線2643・2646
大分中央警察署	〒870-0046 大分市荷揚町5-6 電話 097-533-2131
大分東警察署	〒870-0106 大分市大字鶴崎2200-8 電話 097-527-2131
大分南警察署	〒870-1173 大分市大字横瀬2212-1 電話 097-542-2131
別府警察署	〒874-0909 別府市田の湯町13-13 電話 0977-21-2131
杵築日出警察署	〒879-1502 速見郡日出町大字藤原字友田2277-2 電話 0977-72-2131

国 東 警 察 署	〒873-0503 国東市国東町鶴川48-1 電話 0978-72-2131	大分県西部振興局	〒877-0004 日田市城町1-1-10（日田総合庁舎） 電話 0973-23-2200
豊後高田警察署	〒879-0621 豊後高田市是永町32-1 電話 0978-22-2131	大分県北部振興局	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1（宇佐総合庁舎） 電話 0978-32-1170
宇 佐 警 察 署	〒879-0453 宇佐市大字上田1010-1 電話 0978-32-2131	豊後高田土木事務所	〒879-0621 豊後高田市是永町39（豊後高田総合庁舎） 電話 0978-22-2285
中 津 警 察 署	〒871-0024 中津市中央町1-2-10 電話 0979-22-2131	別 府 土 木 事 務 所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 電話 0977-67-0211
玖 珠 警 察 署	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇467 電話 0973-72-2131	臼 杵 土 木 事 務 所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 電話 0972-63-4136
日 田 警 察 署	〒877-0025 日田市田島2-8-1 電話 0973-23-2131	豊後大野土木事務所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123（豊後大野総合庁舎） 電話 0974-22-1056
竹 田 警 察 署	〒878-0025 竹田市大字拝田原221 電話 0974-63-2131	玖 珠 土 木 事 務 所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1（玖珠総合庁舎） 電話 0973-72-1152
豊後大野警察署	〒879-7125 豊後大野市三重町内田1196 電話 0974-22-2131	中 津 土 木 事 務 所	〒871-0024 中津市中央町1-5-16（中津総合庁舎） 電話 0979-22-2110
佐 伯 警 察 署	〒876-0012 佐伯市大字鶴望2825-4 電話 0972-22-2131	大分県東京事務所	〒104-0061 東京都中央区銀座2-2-2（ビューリックス銀座ビル6階） 電話 03-6862-8787
臼杵津久見警察署	〒875-0041 臼杵市大字臼杵72-61 電話 0972-62-2131	大分県大阪事務所	〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100（大阪駅前第3ビル21階） 電話 06-6345-0071
杵築幹部交番	〒873-0001 杵築市大字杵築665-465 電話 0978-62-2131	大分県福岡事務所	〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-8（福岡天神センタービル10階） 電話 092-721-0041
津久見幹部交番	〒879-2441 津久見市中央町760-156 電話 0972-82-2131	大分県立図書館	〒870-0008 大分市王子西町14-1 電話 097-546-9972
大分県東部振興局	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1（国東総合庁舎） 電話 0978-72-1212	注 郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒（240mm×332mm）を同封し、大分県警察本部警務課に請求してください。 封筒の表左側に、「警察官A採用試験受験案内請求」と赤書きしてください。	
大分県南部振興局	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1（佐伯総合庁舎） 電話 0972-22-0390	(2) 受付期間	
大分県豊肥振興局	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2（竹田総合庁舎） 電話 0974-63-1171	ア 郵送及び特参による申込みの場合 平成30年3月26日（月）～4月19日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）	

受付時間 午前9時から午後5時45分まで

注 郵送された申込書は、4月19日（木）までの消印があるものに限り返付けできません。

イ インターネットによる申込みの場合  
平成30年3月26日（月）～4月19日（木）

注 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けます。

(3) 申込書の提出

ア 郵送及び持参による申込みの場合

所定の申込書に必要事項を記入し、受験票の所定欄に62円切手を貼って、大分県警察本部警務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表左側に「警察官A受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続を行ってください。簡易書留の受領証は受験票が届くまで保管してください。

なお、申込時には写真を貼らないでください。

イ インターネットによる申込みの場合

大分県のホームページの申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください。申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を電子メールで返信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡してください。

(4) 申込者への受験票の送付

郵送及び持参による申込みの場合は、5月上旬に申込者へ受験票を郵送します。また、インターネットによる申込みの場合は、5月上旬に電子メールにより受験票を送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けてください。

また、受験票は写真を貼った上、第1次試験当日に必ず持参してください。

なお、5月7日（月）までに受験票が届かない場合は、大分県警察本部警務課にお問い合わせください。

(5) 共同試験の志望方法

警察官A採用試験は大分県人事委員会、警視庁（東京都）及び愛知県・大阪府警察本部による共同試験ですので、希望する都府県を受験することができます（大分県を第1志望とした場合のみ、大分県以外の都府県を第2志望にすることができます。大分県以外の都府県を第1志望とする場合は、第2志望を申し込むことはできません。）。

なお、大分県の第1次試験に合格した場合、第2志望はないものとして取り扱われません。

7 問合せ先ほか

大分県警察本部警務課

電話 097-536-2131

内線2643・2646

大分県人事委員会事務局

電話 097-506-5212

大分県ホームページ「大分県職員採用情報」

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/>